

青年海外協力隊兵庫大阪 OB 会短艇部会 会費規約

第1条（目的）

定款第6条の規定により当部会の会員に課す会費について、必要な手続き、方法その他の事項は本規定の定めるところによる。

第2条（会費の定義）

当部会の活動に際して生じる諸経費用をその活動に参加した会員の合議により会員間で分割負担した金額を各人の会費額とする。

第3条（会費の納入）

会員は、当部会の活動に際して諸経費用が生じた際には、会費を納入しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、事前に諸経費用が明らかな場合は、執行部が事前に会費を徴収できるものとする。

第4条（その他）

この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、執行部で決する。

附則

この規約は平成22年11月8日より実施する。